

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和7年5月20日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 菊田 正明

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務
- (2) 仕 様 仕様書による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和7年10月31日までに完了すること。
- (4) 業務場所 網走公共職業安定所（網走市大曲1丁目1－3） 外31箇所
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。

なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 令和7・8年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「測量・建設コンサルタント等競争参加資格」のうち、工種区分が「建築関係コンサルタント業務」（北海道地区）でB～C等級に格付けされたものであること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金
 - ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（1）に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451 (直通)
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 参加申込期限
令和7年6月 4 (水) 午後5時15分
- (4) 入札書の受領期限及び場所
令和7年6月 5日 (木) 午前11時00分
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年6月 5日 (木) 午前11時05分
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム (GEPS) の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3. (3) の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」(様式4)、「誓約書」(様式5)、「自己申告書」(様式6)をPDF形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出(登録)は上記3. (4) の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3. (3) までに「入札参加資格確認申請・証明書」(様式3)、「保険料納付に係る申立書」(様式4)、「誓約書」(様式5)、「自己申告書」(様式6)、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」(様式7)を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
必要である。
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算

及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約関係書類の取り扱いについて

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。なお、契約書の押印は省略できないので留意すること。

①担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

②押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務
- (2) 仕 様 別添仕様書による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和7年10月31日までに完了すること。
- (4) 業務場所 網走市大曲1丁目1-3 外31箇所
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 令和7・8年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「測量・建設コンサルタント等」のうち、「建築関係コンサルタント業務」（北海道地区）において、B～C等級に格付けされた者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（2）③に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(10) (人権尊重への取り組み)

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難しい場合は、紙入札（下記（2）参照）により参加することができる。

(1) 電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

令和7年6月4日（水）午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

令和7年6月5日（木）午前11時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

(2) 紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**様式7**を、**令和7年6月4日（水）午後5時15分**までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

令和7年6月5日（木）午前11時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-700-5451（直通）

④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「令和7年6月5日開札 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※**様式1**の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

- ⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「令和7年6月5日開札 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3(2)③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までには様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和7年6月5日（木） 午前11時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(3) 紙による入札の場合

開札後、結果を電話により連絡する。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（1）の同日 正午までに案内する。

5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項
別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (2) 支払い条件
別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。
- (3) 契約関係書類の取り扱いについて
押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。なお、契約書の押印は省略できないので留意すること。
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
 - ② 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

入札書

(契約事項) 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額									

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札します。

入札くじ番号

--	--	--

令和 年 月 日

住 所
(入札者)
氏 名

住 所
(代理人)
氏 名

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

注1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。

注2. 金額の前に「¥」記号を付すること。

「¥」記号がない場合の入札書は無効となること。

注3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

委任状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住
所)
(商号又は名
称)
(代表者氏名)

私は、 (住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

令和7年度北海道労働局施設定期点検業務

入札参加資格確認申請・証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 調達案件名称 | 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務 |
| 2 開 札 日 | 令和7年 6月 5日 (木) |
| 3 履 行 期 限 | 令和7年10月31日 (金) |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書 (写) |

(入札者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	

誓約書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1、2 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務

2 紙入札方式で参加をする理由

- ☐ 利用登録の申請をしていないため
- ☐ 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- ☐ 経費等のため
- ☐ その他 ()

建築物点検業務委託仕様書

厚生労働省北海道労働局

建築物点検業務委託仕様書

I.業務概要

1.業 務 名: 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務

2.履行場所: 「令和7年度建築物定期点検業務対象施設一覧」のとお

- ・5(1)の建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検
対象施設一覧のグループ A に該当する施設
- ・5(2)の建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検
対象施設一覧のグループ A・B・C に該当する施設
防火設備点検については、対象施設一覧に記載の防火設備がある6施設が対象
- ・5(3)の塀・擁壁・門点検
対象施設一覧の塀・擁壁・門点検欄に塀・擁壁・門の記載がある27施設が対象

3.履行期間: 契約締結日から7日以内に着手し、令和7年10月31日(金)まで

4.一般事項

(1)用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書(令和5年版)第1編第1章第1節
1. 1. 2による。

(2)契約図書の優先順位

契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①②の順番とする。

- ①契約書
- ②本業務委託仕様書

(3)受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

(4)業務の実施

受注者は、契約後速やかに「業務着手届」を、業務が完了した際には「業務完了通知書」を「支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長」あて提出する。

業務の実施に当たっては、既存建物、設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに当局担当者又は施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、修復にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(5)関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6)本仕様書に定めない事項

本仕様書に定めない事項については当局担当者と協議し、その指示に従うこと。

(7)業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

(8)守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(9)著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

5.業務内容

(1)建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検。(建築)

(2)建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検。

(建築設備及び防火設備)

(3)塀・擁壁・門(組積造、補強コンクリートブロック造等を含め、金属製フェンスを含まない)の点検。

(4)上記(1)～(3)の点検に際し、気象条件の悪化(暴風雪や強風時等)に伴い、庁舎、宿舍建築設備が、落下、破損、転倒等、飛散物による被害が、施設利用者に被害を及ぼすことがないよう確認を行うこと。

1) 部位別の主な確認事項

A 外壁、外部仕上げ材等

- ・仕上げ材の剥落、浮き等の有無
- ・庁舎板、外壁付属物のぐらつき・破損・傾斜・腐朽等の有無

B 屋外

- ・屋外掲示板、庁舎板、外灯、電柱等のぐらつき・損傷・傾斜、腐朽等の有無
- ・樹木の枝枯れや傾き等の有無
- ・飛散の恐れのある物品は処置の確認
- ・懸垂幕の対応措置の確認

(5)各労働基準監督署及び公共職業安定所施設の屋上の清掃作業(伸縮目地材部の土砂・雑草等の除去や、ルーフドレン排水口の目詰まり清掃等)。

(6)前記(1)から(5)に掲げる点検・作業の結果、建築物及び建築設備に支障がある場合の監督職員へのアドバイス、改修方法等の提案。

6.点検対象

「令和7年度建築物定期点検業務対象施設一覧」のとおりとする。

7.点検方法

- (1)国土交通省告示第1350号別表・第1351号別表及び国土交通省告示第723号による(建築物・建築設備・防火設備点検)。
- (2)国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、別紙1・別紙2を参考に安全点検を実施する(塀・擁壁・門点検)。

8.点検結果の報告

報告書の書式は次によることとする。

- (1)建築物等の概要(別添1 保全台帳様式1)
- (2)点検及び確認記録
(別添1 保全台帳様式2、(参考)点検及び確認記録(官公法・建築基準法)、検査結果表、検査結果図)
※保全台帳様式2の点検・確認項目のうち「建築物の敷地及び構造の点検」及び「建築物の昇降機以外の建築設備の点検」について、記載すること。
※塀・擁壁・門点検及び測定については、点検項目・点検事項(別紙2を参照)・測定項目ごとに点検及び測定結果を確認することができるよう、任意様式で報告すること。
- (3)上記5の(5)における作業の前中後の写真(デジタルカメラによる撮影可)
- (4)異常があると認められた箇所を示した図面
- (5)異常確認箇所写真一覧(別添2、異常があると認められた箇所の写真(デジタルカメラによる撮影可)及びその内容を示すこと)
※塀・擁壁・門については、異常の有無にかかわらず、外観写真を添付すること。
※塀・擁壁・門点検の結果、倒壊の危険性等が確認された場合は、発注者へ至急報告すること。
- (6)改修方法提案書(具体的な改修又は改善の方法を示すこと)

9. 成果品の提出

市販のA4版ファイルに編纂し2部提出する。編纂方法は下記のとおりとする。

- (1)全施設を取りまとめ、施設ごとに上記8の(1)から(6)の順としたうえで、施設名称を記したインデックスを貼付したものを1部。
- (2)施設ごとの分冊として、上記8の(1)から(6)の順にインデックスを貼付したものを1部。
※記録磁気媒体(CD等)も併せて納品すること(全施設分1部)

II.共通仕様

1.貸与資料

業務の実施に当たり、必要に応じ点検対象施設に係る図面を貸与する。

2.点検実施者

- (1)点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって当局担当者に通知する。

・氏 名

- ・生年月日
- ・経歴書
- ・点検に関する資格を証明するもの

(2)点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・一級建築士(全ての点検業務が可)
- ・二級建築士(全ての点検業務が可)
- ・特定建築物調査員(建築物の敷地及び構造の点検に必要)
- ・建築設備検査員(昇降機以外の建築設備の点検に必要)
- ・防火設備検査員(防火設備の点検に必要)

(3)点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

3.業務条件

受注者は、点検業務の実施日及び実施時間について、北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者經由にて各施設の施設管理者と協議のうえ決定し、あらかじめ予定表を北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者へ配布すること。

なお、受注者側の理由により当初の実施予定日及び実施予定時間に変更が生じる場合には、当初予定日前までに北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者と協議のうえ変更すること。

また、高所を点検する際には墜落防止措置を必ず講じること。

4.施設管理者の立ち会い

点検の実施に際しては、各施設管理者が立ち会うことがある。

また、受注者側から施設管理者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

5.駐車場の利用

施設内駐車場の利用を希望する場合は、各施設管理者にあらかじめ申し出ること。

6.会議の開催

発注者が特に必要と認めた場合、事前準備を含む作業の進捗状況や履行体制等についての確認のため会議を開催するので応じること。

7.問題発生時の連絡体制

作業実施に当たって、履行場所の建物・設備の破損又は作業計画の大幅な遅延、人身事故等の問題が生じた場合は、直ちに以下の連絡先へ連絡・協議の上、適切な処置を取ること。

北海道労働局総務部総務課会計第四係 奥野 Tel:011-700-5451(直通)

8.仕様書その他本業務に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 奥野 Tel:011-700-5451(直通)

建築物等の概要(1)

施設基本情報					
施設名称					
所在地					
管理官署	(省庁)	(部局)	(課室)		
敷地内建物延べ面積	(国財)	m ²	(建基)	m ²	
建物棟数	棟				
備 考					
建物基本情報					
【主要建物】					
建物名称(棟名)		棟番号		主用途	
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
【その他の建物】					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
共通備考					

別添1

保全台帳 様式1 (その2)

建築物等の概要(2)

[illegible]

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
	保	建	官					今年度	前回	今回	前回	
※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目)												
保：国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目												
建：建築基準法により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目												
官：官公庁施設の建設等に関する法律[官公法]により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目												
備 考												

(案)

(参考)

点検及び確認記録(官公法・建築基準法)

点検・確認基礎情報	
点検・確認対象	・ 建築物
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外) ・ 昇降機
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 当該施設以外の職員 ・ 外部委託
点検者(組織名)	
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 建築設備検査資格者 ・ 昇降機検査資格者 ・ H17国土交通省告示第572号による資格者
確認者(組織名)	

建物基本情報			
建物名称(棟名)			
建物構造			
建物延べ面積	㎡		
棟番号			
建物階数	地上	階	地下
竣工年月	年	月	塔屋
備 考	階		

[illegible]

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)			分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
			保	建	官					今年度	前回	今回	前回	
	防火、防 煙ダン パー類の 外観、固 定及び作 動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含む。)	○	○	○								
		上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○										
		支持金物の外観及び固定		○										
	配管の外 観及び固 定	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含む。)	○	○	○								
		上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○										
		換気設備、空調調和 設備以外の設備		○	○	○								
		配線の外観及び固定		○										
	昇降機	昇降機の外観及び作動		○	○									
	排煙設備	排煙機等の外観、固定及び作動		○	○	○								
		ダクト(排煙口等含む)の外観、固 定及び作動		○	○	○								
		非常用電源		○	○	○								
		操作機器等の外観、固定及び作動		○	○	○								
	換気設備	中央管理方式による制御の作動		○	○	○								
		送風機類 の外観、 固定及び 作動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含む。)	○	○	○							

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)					分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
					保	建	官					今年度	前回	今回	前回	
			上記以外の の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
		ダクト(給 排気口含 む)の外 観、固定 及び作動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含 む。)	○	○	○									
			上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
		防火、防 煙ダン パー類の 外観、固 定及び作 動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含 む。)	○	○	○									
			上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	非常用の照明設 給水設備及び排 水設備	非常用照明の作動			○	○	○									
		給排水配管の外観及び固定			○											
		温熱源機器(ボイラー、湯沸し器 等)の外観、固定及び作動			○	△	△									
		ポンプ類の外観、固定及び作動			○	○	○									
		タンク類の外観及び固定			○	○	○									
		排水槽の外観			○	○	○									
		浄化槽の外観、固定及び作動			○											
		排水再利用システム等の外観、固 定及び作動			○	○	○									
		衛生器具の外観及び固定			○	○	○									
		間接排水の外観			○	○	○									
		井戸の外観、固定及び作動			○											

※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目)

保: 国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目

建: 建築基準法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)		有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
	保	建					官	今年度	前回	今回	
官 : 官公庁施設の建設等に関する法律[官公法]により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目											
備 考											

[illegible]

検 査 結 果 図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者				
	その他の検査者				

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)				結線接続の状況			
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)				容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)				再ロック防止機構の作動の状況			
(16)		総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況			
(17)			防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目					

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)			防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等		改善の具体的内容等		改善（予定）年月

（注意）

- ① 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ② 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ③ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ④ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑤に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑧ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑨ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)		総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		
(23)			防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善（予定）年月	

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8 様式第二面4 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査
 - 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3 条第2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1 人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 「上記以外の検査項目」欄は、第1 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1 第2 項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1 の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記してください。なお、別添1 の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1 の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2 の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1 の様式に明記してください。

検査結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	ドレンチャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況			
(26)			防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合に於いても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合に於いても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

建築保全業務共通仕様書

令和 5 年版

令和 5 年 3 月 30 日 国営保第 27 号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として
制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用
ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

第1編 総則

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用

- (a) 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) 共通仕様書の第2編以降の各編は、第1編と併せて適用する。
- (d) 共通仕様書の第2編以降の各編において、一般事項が第1章に規定されている場合は第2章以降の規定と併せて適用する。
- (e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難しい場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。
 - (1) 契約書（頭書及び条項をいう）
 - (2) 質問回答書（(3)から(5)までに対するもの）
 - (3) 現場説明書
 - (4) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
 - (5) 共通仕様書
- (f) 本編の規定は、第2編から第6編までに別に定めのある場合には適用しない。

1.1.2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号で規定する建築物をいう。
- (2) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

- (6)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
- (11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (12)「施設管理担当者に報告」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (13)「施設管理担当者に提出」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務に関わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (14)「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
- (15)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (16)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (17)「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に当たる作業をいう。
- (18)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (19)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをいう。
- (20)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (21)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
- (22)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (23)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

- (24)「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (25) 各編、表中備考欄の「12 条点検」とは、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検することをいう。
- (26)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (27)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (28)「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (29)「執務環境測定等」とは、空気環境測定、照度測定、吹付け石綿等の点検、並びにねずみ等の調査及び防除に関する業務をいう。
- (30)「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

1.1.3 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。
- (d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第 4 編「清掃」で支給品とされた衛生消耗品を除く。

1.1.4 疑義に対する協議等

- (a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合の措置は契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a)の規定による。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (a) 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者との協議による。

- (b) 共通仕様書において書面により行わなければならないとされている承諾、指示、協議、報告及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1.1.7 非常時の対応

- (a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のための必要な措置を講ずる。
- (c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。
- (e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

第2節 業務関係図書

1.2.1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。

なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4 業務の記録

- (a) 施設管理担当者と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- (c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a)から(c)までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第3節 業務現場管理

1.3.1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1.3.2 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1.3.3 業務条件

- (a) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.3.4 電気工作物の保安業務

- (a) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による事業用（自家用）電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。
- (b) (a)の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。
- (c) (a)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用（自家用）電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1.3.5 環境衛生管理体制

- (a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。
- (b) 建築物環境衛生管理技術者は、関係法令に従い環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

1.3.6 業務の安全衛生管理

- (a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (b) 業務の実施に際し、石綿又は P C B の使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

1.3.7 火気の手扱い

作業に当たり、原則として火気は使用しない。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに十分注意する。

1.3.8 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第 4 節 業務の実施

1.4.1 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 関係法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。

1.4.3 服装等

- (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備については、第 6 編「警備」による。
- (b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

1.4.4 別契約の業務等

- (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。
- (b) 業務責任者は、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの要否は、特記による。

1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

1.4.7 業務の報告等

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

- (a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。
- (b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成又は見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。
- (c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成助言等、必要な協力を行う。

1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく特定調達品目の適用は、特記による。

第 5 節 業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1 廃棄物の処理等

- (a) 業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第 2 編 4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」（c）の汚泥等、第 4 編 2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。
- (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

1.5.2 産業廃棄物等

(a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。

なお、上記 1.5.1(a) のただし書きの廃棄物のうち産業廃棄物となるものについては、施設管理担者の求めに応じて、発注者が行うマニフェストの交付又はマニフェストの電子情報の登録等、必要な協力を行う。

(b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた関係法令を遵守して、適切に対応する。

第6節 業務の検査

1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) 出勤・退勤確認簿（施設警備業務の場合）
- (4) 業務仕様に係る改善提案書

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

の建二 外築部 物									び敷一 地地盤 及							
(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)			
外壁				土台（木造に限る。）				基礎		擁壁		塀		敷地	地盤	(イ)点検項目
況及壁リ骨ト鉄 び躯体鉄筋コ 損体の造コン 傷の造コ及びク の劣のンび鉄 状化外ク鉄リ	び躯体鉄筋コ 損体の造コン 傷の造コ及びク の劣のンび鉄 状化外ク鉄リ	傷の造ト補 の劣の外強 状化外コン 況及壁ロンク び躯体ックリ	び躯体組 損体の積 傷の造の 状化外状 況及壁外状 況及壁外状	損体の木 傷の造の 状化外壁 況及び軀	び土台 損傷の劣 化状況及	の土台 状況沈下等	び基礎 損傷の劣 化状況及	の基礎 状況沈下等	保全の擁 壁の水 状況維持	び擁壁 損傷の劣 化状況及	の劣化擁 壁の損傷	は組積造 の塀又は クリト の損傷	敷地の内 の排水	斜地等の 状況傾	地盤沈下 等に	
る。使用に 必要に応じて 目視により双 眼鏡等を確認す	る。使用に 必要に応じて 目視により双 眼鏡等を確認す	る。使用に 必要に応じて 目視により双 眼鏡等を確認す	る。使用に 必要に応じて 目視により双 眼鏡等を確認す	る。使用に 必要に応じて 目視により双 眼鏡等を確認す	診等により 確認する。	目視及び建 具の開閉具 合等により 確認する。	目視により 確認する。	目視及び建 具の開閉具 合等により 確認する。	等。必要に 応じて、手 の届く範囲 を確認する。	る。使用に 必要に応じて 目視により双 眼鏡等を確認す	目視、下げ 振り等により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。	目視により 確認する。		
割れ、欠損等 があること。	コンクリート 面に鉄筋露 出又は著しい 白華、ひび	鋼材に著しい さび、腐食 等があること。	目地モルタル に著しい欠 落があること 又は、ブロッ ク積みに変位 等があること。	れんが、石等 に割れ、ず れ等があること。	木材に著しい 腐朽、損傷 又は、緊結金 物に著しいさ び又は腐食等 があること。	木材に著しい 腐朽、損傷 又は、緊結金 物に著しいさ び又は腐食等 があること。	礎石にずれが あること又は 露出若しくは 割れ、欠損等 があること。	地盤沈下に 伴う著しい 割れ、欠損等 があること。	水抜きパイプ に詰まりが あること。	著しい傾斜若 しくは、割れ 、破損、傾斜 が生じている こと。	排水管の詰まり により、衛生上 汚水が溢れるこ と。	建築物周辺に 陥没があり、安 全性を著しく損 ねていること。	判定基準	(ロ)判定基準		

三層上及び根									(十)
(二)	(一)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)		
除く。屋上回り（屋上面を）	屋上面								外装仕上 材料等
		外壁に緊 結された 広さの 空室等 機器等	サッシ 等	サッシ 等	コンクリート 系（コン クリート を含む） の劣化 及び損 傷	金属系（金 属系を含む） の劣化 及び損 傷	乾式工法によ る劣化 及び損 傷	タイル、等による 劣化及び損傷	
劣化及び損傷の 状況	屋上面の劣化 及び損傷の状況	劣化及び損傷の 状況	サッシ等 の劣化及び 損傷の状況	サッシ等 の劣化及び 損傷の状況	コンクリート 系（コンクリ ートを含む） の劣化及び損 傷の状況	金属系（金 属系を含む） の劣化及び損 傷の状況	乾式工法によ る劣化及び損 傷の状況	タイル、等による 劣化及び損傷の 状況	
目視及び打診等により確認する。	目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	必要に応じて、双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	
モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネ	歩行上危険なひび割れ又は反りがあること。	支持部分に緊結不良があること又は、腐食等があること。	機器本体に著しいさび又は腐食があること。	サッシ等の腐食又は変形していること。	さび、汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	ひび割れ、欠損等があること。	外壁タイル等に剥落等があること又は、著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	

の建 内築 部物										
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
部に壁の 分面する内				防火区画	却機 塔器及び 設備、工 作物、冷 等		屋根			
躯体等				の防 外火 周区 部画						
の劣部室鉄 状化分内骨 況及のに造 び軀面のの 損体す壁 傷のるの	況及のに造 び軀面のの 損体す壁 傷のるの の劣部室 状化分内	の劣部室組 状化分内積 況及のに造 び軀面のの 損体す壁 傷のるの	状化分内木 況及のに造 び軀面のの 損体す壁 傷のるの の劣部室	の劣た部いけ火火びの延 状化防に部れ構構外あ焼 況及火設分ば造造壁の び設けのなど又で部お 損備ら開らしは準分そ 傷のれ口な耐耐及れ	の劣支 状化持 況及部 び分 損等 傷の	損部本機 傷の体器、 の劣及び工 状化び作 況及接物 び合物	び屋 損根 傷の劣 状化 況及	傷のゝ排 の劣ン水 状化を溝 況及含 びむド 損。レ	状化金 況及属 び笠 損木 傷の劣	損等笠 傷の木 の劣モ 状化ル 況及タ びル
る。使必 用。に 目。に 視。に に。て よ。双 眼。鏡 等。を す。	る。使必 用。に 目。に 視。に に。て よ。双 眼。鏡 等。を す。	る。使必 用。に 目。に 視。に に。て よ。双 眼。鏡 等。を す。	る。使必 用。に 目。に 視。に に。て よ。双 眼。鏡 等。を す。	目視により確認する。	す。目視 る。及び 打。診 等。に ト ハ ン マ 認	す。目視 る。及び 打。診 等。に ト ハ ン マ 認	る。又使 。打は用 診。テし 等。スに に。目 よ。視 マ。に リ。て ハ。双 ン。眼 マ。鏡 認。等 す。し を	す。目視 る。及び 打。診 等。に ト ハ ン マ 認	す。目視 る。及び 打。診 等。に ト ハ ン マ 認	す。目視 る。及び 打。診 等。に ト ハ ン マ 認
食鋼 等。材 が。著 し。い さ。び 、 腐	る。欠目 。落。地 。積。モ 。み。ル に。タ ル。に 変。と 位。著 が。は し。あ ブ。い	ずれん が。、 石。等 に。割 れ、	る。し。傷木 。こ。と。若材 。さ。又。し。に 。び。、。緊。は 腐。結。虫。い 食。金。害。腐 等。物。が。朽 が。に。あ。損 著。る	が火開 。あ。設口 。る。備部 。こ。に。に 。事。変。設 。に。形。け 。あ。又。ら 。は。損。た 傷。防	こ。び。し。支 。割。ト腐持 。れ。基食は 。欠。等。緊。分 。等。又。結。に 。損。に。は。金 。等。著。コ。物 。あ。し。ン。に 。い。ク。著。良 。る。ひ。り。し	る。し。び機 。こ。い。屋又 。と。さ。根器 。び。は。若 。、。の。れ。く 腐。接。ら。は 。食。合。工 。等。部。屋 。が。に。上 。あ。著。物 。本	し。こ。び屋 。い。若根 。腐。又。し 。食。は。ふ 。等。緊。は 。が。結。腐 。あ。金。食 。る。物。割 。こ。に。あ 。と。著。さ	る。ンがし排 。こ。にあい水 。と。さ。る。ひ溝 。び。こ。の。割 。、。と。破。又 。損。は。、。タ 。等。ド。浮 。が。レ。き 。あ。等。著	い。あ。は。く笠 。る。り。笠。は木 。こ。部。木腐 。と。腐。食。著 。的。合。が。し 。に。部。あ。い 。変。に。さ。さ 。形。緩。こ。び 。し。み。と。若 。て。が。又。し	こ。び。モ 。と。割。れ。、 。欠。面 。に。等 。が。し 。あ。い 。る。ひ

[illegible]

その他					避難施設								
(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十八)	(十七)	(十六)	
避雷設備	造特殊な構				等排煙設備	階段		避難上有効なバルコニー	石綿等を添加した建築材料	照明器具、懸垂物等			
	免震建築物の構造免震層装		膜、物、構造、部材等			階段	特別避難						
避雷針、避雷線等の劣化、導電性及び損傷の状況	上部構造の可動状況	免震建築物の状況	免震建築物の状況	免震建築物の状況	防煙壁の劣化状況	付室の外気に向かうことができる窓の状況	階段及び各部損傷の劣化状況	避難器具の操作状況	手すり等の劣化状況	囲い込み又は逃げ込みの状況	吹付けの石綿等の劣化状況	垂下物等の落下防止対策の状況	
必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び動作により確認する。	目視により確認する。	目視及び動作により確認する。	目視及び打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	三年以内の実施した劣化状況調査の結果を確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認する。	
避雷針又は避雷線が腐食、破損、若しくは断れていること。	上部構造の水平移動に支障があること。	鋼材部分に著しいさび、腐食等があること。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	膜、部材に破れ、雨水貯留、剥がれ等があること。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	外気に向かう窓が開閉できないこと。	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。	避難ハッチが開閉できないこと。	著しいさび又は腐食があること。	石綿飛散防止剤又は剥離の劣化、又は損傷があること。	下地の浮き、たれ下がり、等があること。	表面の毛羽立ち、繊維の剥離、腐食、緩み、変形等があること。	

(七)	(六)
煙突	
建築物又は物に煙工高を燃えつゝ超え6m以上	
付帯金物損傷の状況及び	煙突建築物の損傷の状況及び
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
付帯金物に著しいさび、腐食、緊結不良等があること。	煙突建築物の鉄筋、コンクリート、木材、金属等が腐食、さび、汁、ひび割れ、欠損等があること。

○国土交通省告示第千三百五十一号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

無二室使用、窓の居 火の避け備え、火の居 け付難たがに用、火の居 ンれ室階室設換す火の居 ぱたに段又け気る気 1 防設等はら設たを居				一又窓の居室 無使用は火の居室 換設す火の居室 たに使用は火の居室											
(四)	(三)	(二)	(一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)		
防火ダンパー等				自然換気設備 備及換気設備 換気設備 方（中央空調） 調和式空調設備 含む。										(イ) 点検項目	
				空気調和設備 設置の制限 中央空調設備 式に要する 主として の及び配管 観配機器				性能	外観						
連動型防火ダ 感器、熱煙複合感 知器の及連動感 況器との連動感	防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	防火ダンパーの 作動状況	防火ダンパーの 取付け状況	空気調和設備の 運転状況	主要機器及び配 管の劣化及び損 傷の状況	主要機器の設置 の状況	中央管制及び式 による状態の監 視動作	排気筒及び煙突 の断熱状況	排気筒、排気フ ード及び煙突の 取付け状況	給気機及び排気 機の設置状況	風道の取付けの 状況	及び居室、排気 の及び居室の取 気及び居室の取 の及び居室の取	外気取り入れの 付け及び排気口 の及び排気口の	(ロ) 点検事項	
発煙試験器、熱 煙試験器、熱煙 発生試験器、熱 煙試験器、熱煙	より視又は触診 目視確認する	動作状況を確認 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	動作状況を確認 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	より視又は触診 目視確認する	(ハ) 点検方法
感知器と連動して作動 しないこと	防火ダンパー本体に破 損又は著しい腐食があ ること	ダンパーが円滑に作動 しないこと	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食があ ること	運転中に異常音、異常 な振動又は異常な発熱 があること	主要機器又は配管に変 形、破損若しくは著し い腐食があること	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること	中央管理室において確 認できないこと	断熱材が脱落又は損傷 していること	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること	機器に損傷があること、 取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること	風道の接続部に損傷が あること、取付けが堅 固でないこと	及び居室、排気口の 取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること	及び居室の取付けが堅 固でないこと	外気取り入れの取付け が堅固でないこと	(ニ) 判定基準

排煙設備														
(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)
排煙機														
性能														
外観														
給気管の取付けの状況	セル電池の始動用蓄電の接続状況	直結エンジンの設置状況	煙感知器による動作の状況	手動開放の装置による動作の状況	中央制御及び監視による動作の状況	電気送風機の動作状況	電源の必要と給電の状況	排煙機、排煙口の動作状況	作動の状況	排煙口の開放状況	排煙風の断熱状況	排煙風の劣化及び損傷の状況	排煙風の接続状況	排煙機の設置状況
目視により確認	目視により確認	目視又は触診により確認	発煙試験の状況を確認	発煙試験の状況を確認	発煙試験の状況を確認	予備電源の状況を確認	予備電源の状況を確認	予備電源の状況を確認	目視又は聴診により確認	作動の状況を確認	目視により確認	目視により確認	目視又は触診により確認	目視又は触診により確認
変形、損傷、き裂等があること	電線、ケーブル、配線等が接続不良、漏れ等があること	据付が堅固でないこと	排煙口が連動して開放しないこと	排煙口の開放が手動開放と連動していないこと	中央制御室の状況を確認できないこと	予備電源により作動しないこと	予備電源により作動しないこと	連動して作動しないこと	排煙機又は給気送風機の異常な振動があること	排煙機又は給気送風機の異常な振動があること	断熱材に欠落又は損傷があること	排煙風の破損があること	接続部の取付けが堅固でないこと	基礎、台の取付けが堅固でないこと

五 自家用発電装置		四 予備電源（自家用発電装置を含む）																
(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(二十五)	(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	(二十)	(十九)	(十八)	(十七)	(十六)		
自家用発電装置		電池内蔵形	電源別置用及び発電装置	電池内蔵形、電源別置用及び発電装置	電源別置形		可動防煙壁											
外観		性能			外観													
セルの始動用蓄電池の接続状況及び電	発電機及び原動機の状況	非常用照明の充電状況	常用の電源からの蓄電池の設備状況	予備電源への切替照明の点灯状況	キュービクルの取付けの状況	蓄電池の設置の状況	中央管制及び監視の動作状況	可動防煙壁の状況	煙感知器による連動の状況	手動降下装置による連動の状況	手動降下装置の動作状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	運転の状況	始動及び停止の状況	接地線の接続の状況	Vベルト		
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。		
電気のケーブル漏れ等があること。	端子部の締め付けが堅固でないこと。	点滅スイッチが点灯しないこと。	常用電源の切替照明が即時点灯しないこと。	旧対しての自動復旧機能がないこと。	予備電源が常用電源の切替に切り替わらないこと。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	中央管理室において確認できないこと。	脱落下は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	連動して作動しないこと。	連動して作動しないこと。	片手で容易に操作できないこと。	制御盤等の計器類、スイッチ類の表示ランプ類が点灯しないこと。	運転中に異常音、異常振動等があること。	正常に動作若しくは停止しないこと。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	ベルトに損傷若しくは裂があること。		

六給排水設備及び排水設備																
(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
排水設備	給水設備					配管（隠蔽部分を除く）										
							性能									
排水槽	給湯循環設備（ポンプを含む）					給水タンク（以下「給水タンク」といふ）	給水タンク等の漏水状況	配管の腐食及び漏水の状況	燃焼ボイラ、冷却ポンプ等の動作状況	コンプレッサ、ポンプ等の動作状況	給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る）	排気の状態	運転の状況	始動及び停止の状況	電源の切替の状況	接地線の接続の状況
排水漏れの状況	電気給湯器の状況	ガス湯沸器の状況	ガス湯沸器の突及び給排気部の状況	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視又は聴診により確認する。
漏れがあること。	本体に腐食、漏水等があること。	腐食、漏水等があること。	本体に腐食又は漏水があること。	運転中に異常音又は異常な振動があること。	給水タンク等に腐食又は漏水があること。	配管に腐食又は漏水があること。	運転中に異常音又は異常な振動があること。	給排気ファンが単独で運転できないこと。	排気管、消音器等の變形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常音又は異常な振動があること。	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。	空気始動及びセル始動により作動しないこと。	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	基礎架台の取付が堅固でないこと。	等電機盤、自動制御装置、指示器、不良スイッチ、点検灯、等

(十)	(九)	(八)
排水管	衛生器具	排水用配水管再 （中管再利 む。）を含水設
間接排水の状況	衛生器具の取付 けの状況	雑用水タンク、 ボンプ等の設置 の状況
目視により確認 する。	目視により確認 する。	目視により確認 する。
損傷があること。	取付けが堅固でないこ と又は損傷があること。	取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損 傷等があること。

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

(平成二十年三月十日)

(国土交通省告示第二百八十二号)

改正 平成二〇年 三月三十一日国土交通省告示第 四一四号

同 二六年十一月 七日同 第一〇七三号

同 二七年 二月二三日同 第 二五八号

同 二八年 四月二五日同 第 七〇三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項の規定に基づき、この告示を制定する。

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

第二 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第三 第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第二項に規定する特定建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三十一日国土交通省告示第四一四号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年十一月七日国土交通省告示第一〇七三号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五八号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇三号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

別表

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
敷地及び地盤	(一)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	(二)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
	(三)	建築基準法施行令（昭和二十五	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
	(四)	年政令第三百三十八号。以下「令」という。）	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
	(五)	第二百二十八条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
	(六)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。
	(七)		組積造の塀又は	目視、下げ振り等によ	著しいひび割れ、破損

			は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	り確認する。	又は傾斜が生じていること。
	(八)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
	(九)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
二 建 築 物 の 外 部	(一)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
	(二)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
	(三)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
	(四)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(五)	外壁	躯体等 外壁、軒裏及び外壁の開口部	設計図書等により確認する。	法第二十三条、第二十四条、第二十五条又は

		で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況		第六十四条の規定に適合しないこと。
(六)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(七)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(八)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(九)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(十一)	外装仕 上げ材 等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分には必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

			確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	
(十二)	乾式工法によるタイル、石貼	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	ひび割れ、欠損等があること。	

			り等の劣化及び損傷の状況	認する。	
	(十三)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
	(十四)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
	(十五)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
	(十六)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和四十六年建設省告示第百九号第三第四号の規定に適合していないこと。
	(十七)	外壁に緊結された広	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
	(十八)	告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
三	(一)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
屋上及び屋	(二)	屋上回り（屋上	パラペットの	目視及びテストハンマ	モルタル等の仕上げ材

根		面を除く。)	立ち上り面の劣化及び損傷の状況	一による打診等により確認する。	に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
	(三)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
	(四)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
	(五)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	(六)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第六十三条の規定に適合しないこと又は法第二十二条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
	(七)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
	(八)	機器及び工作物	機器、工作物本	目視及びテストハンマー	機器若しくは工作物本

		(冷却塔設備、 広告塔等)	体及び接合部の劣化及び損傷の状況	一による打診等により確認する。	体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
	(九)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
四 建 築 物 の 内 部	(一)	防火区 画	令第百十二条第九項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第九項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二)		令第百十二条第一項から第三項まで又は同条第五項から第八項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第一項から第八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定に適合しないこと。
	(三)		令第百十二条第十二項又は第十三項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十二項又は第十三項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用

					され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(四)		防火区画の外周部	令第百十二条第十項に規定する外壁等及び同条第十一項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十項又は十一項の規定に適合しないこと。
(五)			令第百十二条第十項に規定する外壁等及び同条第十一項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十項に規定する外壁等、同条第十一項に規定する防火設備に損傷があること。
(六)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(七)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(八)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。

			及び損傷の状況		
	(九)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	(十)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	(十一)	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項(令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十三項を除く。)の規定による防火区画 一時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第百十二条第五項又は第八項(令第百二十九条の

				二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。
(十二)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
(十三)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
(十四)		給水管、配電管その他の管又	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は

			は風道の区画 貫通部の充填 等の処理の状 況	かつ、点検口等がある 場合にあつては、点検 口等から目視により確 認する。	第二百二十九条の二の五 の規定に適合しないこ と。
(十 五)		令第百 十四条 に規定 する界 壁、間仕 切壁及 び隔壁	令第百十四条 に規定する界 壁、間仕切壁及 び隔壁の状況	設計図書等により確認 し、法第十二条第一項 の規定に基づく調査以 後に法第六条第一項の 規定に基づく確認を要 しない規模の修繕や模 様替え等（以下「修繕 等」という。）が行わ れ、かつ、点検口等が ある場合にあつては、 点検口等から目視によ り確認する。	令第百十四条の規定に 適合しないこと。
(十 六)		令第百 二十八 条の五 各項に 規定す る建築 物の壁 の室内 に面す る部分	室内に面する 部分の仕上げ の維持保全の 状況	設計図書等により確認 する。	令第百二十八条の五 （令第百二十九条第一 項の規定が適用され、 かつ階避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が 行われていない場合又 は令第百二十九条の二 第一項の規定が適用さ れ、かつ全館避難安全 性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない 場合にあつては、第二 項、第六項、第七項及 び階段に係る部分以外 の規定を除く。）の規 定に適合しないこと。
(十 七)	床	躯体等	木造の床躯体 の劣化及び損	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損 傷若しくは虫害がある

		傷の状況		こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(十八)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(十九)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(二十)	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十三項を除く。）の規定による防火区画 一時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響

					を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。
(二十一)			部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
(二十二)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は第百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。
(二十三)	天井	令第百二十八条の五各項に規定す	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十八条の五（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が

		る建築物の天井の室内に面する部分			行われていない場合又は令第百二十九条の第二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(二十四)			室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(二十五)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。
(二十六)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。
(二十七)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。
(二十八)			昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）にあっては、各階の主要	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロの規定に適合しないこと。

		号口に規定する基準についての適合の状況	な常閉防火扉の閉鎖時 間をストップウォッチ 等により測定し、扉の 重量により運動エネル ギーを確認するととも に、必要に応じて閉鎖 する力をテンションゲ ージ等により測定す る。ただし、三年以内 に実施した点検の記録 がある場合にあって は、当該記録により確 認することで足りる。	
	(二十九)	防火扉の開放 方向	目視により確認する。	令第百二十三条第一項 第六号、第二項第二号 又は第三項第十号（令 第百二十九条第一項の 規定が適用され、かつ 階避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行わ れていない場合にあっ ては、第三項第十号（屋 内からバルコニー又は 付室に通ずる出入口に 係る部分に限る。）を 除き、令第百二十九条 の二第一項の規定が適 用され、かつ全館避難 安全性能に影響を及ぼ す修繕等が行われてい ない場合にあっては、 第一項第六号、第二項 第二号及び第三項第十 号を除く。）の規定に

				適合しないこと。
(三十)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第十二条第十四項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。
(三十一)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
(三十二)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
(三十三)		常閉防火扉の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(三十四)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
(三十五)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。
(三十六)	居室の採光及び	採光のための	設計図書等により確認	法第二十八条第一項又

	十六)	換気	開口部の面積の確保の状況	し又は鋼製巻尺等により測定する。	は令第十九条の規定に適合しないこと。
	(三十七)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
	(三十八)		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第二項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。
	(三十九)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。
	(四十)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
	(四十一)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	(四十二)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パ	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成十八年国土交通省告示第千百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。

		一セントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	
(四十三)	吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。
(四十四)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第三百三十七条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の二分の一を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床

					面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
	(四十五)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
五 避 難 施 設 等	(一)	令第百二十条第二項に規定する通路	令第百二十条第二項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。

	(二)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
	(四)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十八条、第二百四条、第二百五条又は第二百五条の二（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項並びに第二百五条第一項

				及び第三項を除く。） の規定に適合しないこと。
(五)			物品の放置の状況	目視により確認する。 物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
(六)	屋上広場		屋上広場の確保の状況	目視により確認する。 令第二百二十六条の規定に適合しないこと。
(七)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。 令第二百二十一条の規定に適合しないこと。
(八)			手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。 著しい錆又は腐食があること。
(九)			物品の放置の状況	目視により確認する。 避難に支障となる物品が放置されていること。
(十)			避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。 避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。
(十一)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。 令第二百二十条、第二百二十一条又は第二百二十二条（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）については、令第二百二十条を除

				く。)の規定に適合しないこと。
(十二)		幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第二十三条、第二十四条又は第二百二十四条（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項第二号を除き、令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第二百二十四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
(十三)		手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第二十五条の規定に適合しないこと。
(十四)		物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
(十五)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。
(十六)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十三条第一項（令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない

				場合にあつては第一号及び第六号を除く。)の規定に適合しないこと。
(十七)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三条第二項(第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第二項第二号を除く。)の規定に適合しないこと。
(十八)		開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
(十九)	特別避難階段	令第百二十三条第三項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という。)又は付室(以下単に「付室」という。)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第百二十三条第三項(令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号から第三号まで、第十号及び第十

					二号を除く。)の規定に適合しないこと。
(二十)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
(二十一)			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(二十二)			付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(二十三)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。
(二十四)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第二百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行わ

				れていない場合を除く。
(二十五)		防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
(二十六)		可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(二十七)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第二百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第二百十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十八)		排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。

(二十九)			排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(三十)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の六又は第百二十六条の七の規定に適合しないこと。
(三十一)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
(三十二)		非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
(三十三)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
(三十四)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(三十五)			乗降ロビー等の外気に向か	目視により確認するとともに、開閉を確認す	外気に向かつて開くことができる窓が開閉し

				つて開くことができる窓の状況	る。	ないこと又は物品により排煙に支障があること。
	(三十六)			物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
	(三十七)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。
	(三十八)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の四の規定に適合しないこと。
	(三十九)			非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(四十)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
六 そ の 他	(一)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。

(二)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。
(三)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
(四)			上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
(五)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
(六)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
(七)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
(八)			令第百三十八条第一項第一	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。

	(九)	号に掲げる煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。
--	-----	---------	----------------	--------------------------	------------------------------

別記 略

別添1様式 略

別添2様式 略

● 条文

平成28年5月2日国土交通省告示第723号
防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成28年国土交通省告示第723号
改正 令和元年6月21日国土交通省告示第200号
改正 令和2年4月1日国土交通省告示第508号
改正 令和5年3月20日 国土交通省告示第207号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査及び同条第4項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1 定期検査等は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 防火扉 別表第一
- 二 防火シャッター 別表第二
- 三 耐火クロスクリーン 別表第三
- 四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。） 別表第四
- 2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第2 防火設備の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 [防火扉 別記第一号](#)
- 二 [防火シャッター 別記第二号](#)
- 三 [耐火クロスクリーン 別記第三号](#)
- 四 [ドレンチャー等 別記第四号](#)

別表第一					
	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火扉	設置場所の周	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。

		囲状況			
(二)		扉、	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)		枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十二ニュートンを超えること。
(五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(六)			感知の状況	十六の項又は十七の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで行う。	適正な時間内に感知しないこと。
(七)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(八)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(九)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(十一)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十二)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十三)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十四)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(十五)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
十六	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（十七の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

			を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	
十七		防火区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第二					
	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(二)		駆動装置 ((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(四)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(五)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(六)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。
(七)			吊り元の	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食

			劣化及び損傷並びに固定の状況		があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(八)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(九)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(十)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(十一)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十二)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十三)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
(十四)			作動の状況	防火シャッターの開鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状況	二十六の項又は二十七の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。

(十七)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(十八)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十九)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(二十)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(二十一)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(二十二)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(二十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(二十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十五)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十六)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（二十七の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替え た状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(二十七)		防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
(二)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(三)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(六)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(七)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(八)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(九)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
(十一)			作動の状況	イ 巻取り式	
	耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。				
	ロ バランス式				

				耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。
(十二)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十三)			感知の状況	二十二の項又は二十三の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十四)		連動制御器		スイッチ類及び表示灯の状況	
(十五)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十六)				接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。
(十七)	予備電源への切り替えの状況			常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十八)	連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十九)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(二十)	自動閉鎖装置		設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十一)	手動閉鎖装置		設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十二)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（二十三の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(二十三)		防火区画（令第112条第11項から第13	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音	

		項までの規定による区画に限る。)の形成の状況		響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。
--	--	------------------------	--	--------------------------------

別表第四					
	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(三)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。	排水が正常に行われないこと。
				イイ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。	
				ロロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	
(五)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(六)			給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(七)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(十)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(十一)	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
(十二)	加圧送水装置用予備電源の劣化及		目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	

			び損傷の状況		
(十三)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十四)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 (火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状況	二十五の項又は二十六の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十七)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(二十)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(二十一)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(二十二)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(二十三)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十四)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二)	総合的な作動の	ドレンチャ	次のいずれかの方法により全てのドレ	ドレンチャー等が正常に作動しな	

十五)	状況	一等の作動の状況	ンチャー等（二十六の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	いこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。
(二十六)		防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、二十五の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

[別添](#)
[別添2](#)

附 則（平成28年5月8日 国土交通省告示第723号）
この告示は、平成28年6月1日から施行する。

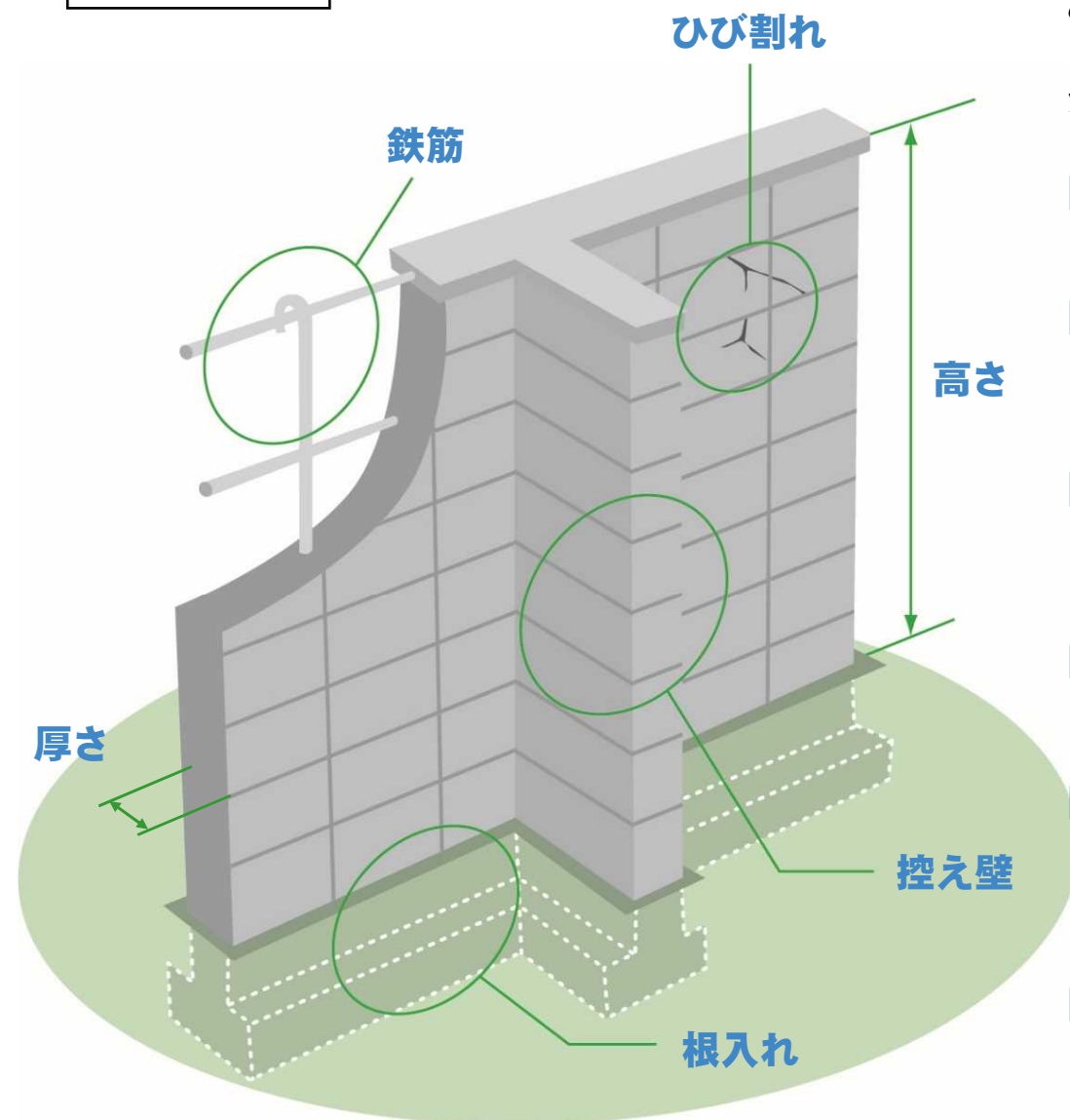
附 則（令和元年6月21日 国土交通省告示第200号）
この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年6月25日）から施行する。

附 則（令和2年4月1日 国土交通省告示第508号）
この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則（令和5年3月20日 国土交通省告示第207号）
この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

別紙1



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- ☐ 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

別紙2

＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

令和7年度建築物定期点検業務対象施設一覧表

		Bグループ:建築物点検・建設設備点検				A・Cグループ:建設設備点検		防火設備点検6施設	塀・擁壁・門点検27施設(擁壁点検のみ)	
局・支所名(支署・出張所)(分室)	事 項	所在地	庁 舎 ・ 宿 舎 の 概 要			グループ	地区	防火設備	塀・擁壁・門点検(金属製フェンスを除く) ※長さ(し、一直線上の長さで見れば良い・箇所)、高さ(H、幅も高い・箇所)は把握している箇所のみ記載	
			構 造	延面積 ㎡	延面積 ㎡					
網走公共職業安定所		網走市大曲1丁目1番3号	RC-2	336	697	S53.12	A	網走市	該当なし	該当なし
北見公共職業安定所遠軽出張所		紋別郡遠軽町1条北4丁目	RC-2	293	418	S54.12	A	遠軽町	該当なし	擁壁(コンクリート造)L54.5m、H0.45m)
帯広公共職業安定所		帯広市西5条南5丁目2番地	RC-3	726	1,846	H15.7	A	帯広市	防火扉9枚 防火シャッター1枚	該当なし
釧路労働基準監督署		釧路市柏木町2番12号	RC-2	281	587	S51.12	A	釧路市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)L35.6m、H1.45m)
釧路公共職業安定所		釧路市富士見3丁目2番3号	RC-2	688	1,331	H6.2	A	釧路市	該当なし	擁壁(コンクリート造)L40m H1.2m)
札幌東公共職業安定所		札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	RC-4	719.18	2,728.81	H24.10	A	札幌市	防火扉1枚 防火シャッター1枚 耐火クロクロスグリーン6枚	塀(コンクリート造)L20.47m、H1.5m) 擁壁(コンクリート造)L11.55m、H1.58m)
札幌東労働基準監督署		江別市4条1丁目	RC-2	283	463	H4.3	A	江別市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L15.15m、H0.67m)
札幌東労働基準監督署		札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2番5号	RC-2	455	1,073	S61.12	A	札幌市	該当なし	擁壁(コンクリート造)L20.4m H0.98m)
紋別公共職業安定所		紋別市南が丘町7丁目72-5	RC-2	322	543	S49.2	A	紋別市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)L8.65m、H1.65m)
千歳公共職業安定所		千歳市東雲4丁目2-6	RC-2	574	974	H11.11	A	千歳市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L59.66m、H0.3m)
千歳公共職業安定所夕張出張所		夕張市本町5丁目5番地	RC-2	512	884	S51.12	A	夕張市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L31.5m、H1.3m) 擁壁(鉄筋コンクリート造)L18.5m、H1.92m)
旭川公共職業安定所		旭川市春光町10番地58	RC-2	599	1,178	S60.12	B	旭川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)L66.7m、H1.14m)
旭川公共職業安定所富良野出張所		富良野市緑町9番1号	RC-2	459	710	H12.10	B	富良野市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L40.45m、H0.97m)
名寄公共職業安定所士別出張所		士別市東4条3丁目1-17	RC-2	162	330	S47.11	B	士別市	該当なし	塀(コンクリート・ブロック造)L14.8m、H1.0m) 門(鉄筋コンクリート造)L2.25m、H1.37m)
滝川労働基準監督署		滝川市緑町2丁目5番30号	RC-2	282	565	S47.12	B	滝川市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造) 門(鉄筋コンクリート造)L2.4m、H1.3m)
滝川公共職業安定所		滝川市緑町2丁目5番1号	RC-2	486	972	S55.12	B	滝川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)L34.7m、H0.53m)
滝川公共職業安定所砂川出張所		砂川市西6条北5丁目1	RC-1	373	373	S42.12	B	砂川市	該当なし	門(鉄筋コンクリート造)L2.35m、H0.9m)
滝川公共職業安定所深川分室		深川市1条18番10号	RC-1	473	473	S56.11	B	深川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)L7.5m、H0.57m)
名寄労働基準監督署		名寄市西4条南9丁目16番地	RC-2	340	675	S61.12	B	名寄市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)L38.95m、H1.25m)
名寄公共職業安定所		名寄市西5条南10丁目2-2	RC-2	433	872	S48.11	B	名寄市	該当なし	塀(コンクリート・ブロック造)L20.4m、H1.2m) 門(コンクリート造)L2.1m、H1.32m)
稚内公共職業安定所		稚内市末広4丁目1番25号	RC-2	365	730	S59.12	B	稚内市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L43.5m H0.6m) 門(鉄筋コンクリート造)L3.36m、H1.17m)
岩内公共職業安定所		岩内郡岩内町字相生199番地1	RC-2	449	660	S57.12	C	岩内町	該当なし	擁壁(コンクリート造)L6.03m、H0.83m) 擁壁(石積み)L32m、H2.1m) 門(鉄筋コンクリート造)
岩内職安高台宿舍		岩内郡岩内町高台282番地	RC-3	345.18	1027.74	H9.3	C	岩内町	防火扉3枚	擁壁(鉄筋コンクリート造)L37.8m、H2.3m)
浦河労働基準監督署		浦河郡浦河町堺町西1丁目3番31号	RC-1	446	446	S53.11	C	浦河町	該当なし	門(コンクリート造)L1.21m、H1.2m)
浦河公共職業安定所		浦河郡浦河町堺町東1丁目5番21号	RC-2	311	631	S52.12	C	浦河町	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L4.18m、H0.56m) 擁壁(鉄筋コンクリート造)L10.3m、H1.43m) 門(鉄筋コンクリート造)L1.2m、H0.84m)
小樽公共職業安定所		小樽市色内1丁目10番15号	RC-3	487	1,298	H9.2	C	小樽市	防火扉6枚 防火シャッター3枚	擁壁(コンクリート造)L26.3m、H1.88m) 門(鉄筋コンクリート造)L9.2m、H4.3m)
札幌公共職業安定所		札幌市中央区南10条西14丁目	RC-3	1,357	2,490	S63.9	C	札幌市	防火扉1枚 防火シャッター3枚 耐火クロクロスグリーン3枚	擁壁(コンクリート造)L57.6m、H1.48m)
札幌北公共職業安定所		札幌市東区北16条東4丁目	RC-3	865	1,848	H11.2	C	札幌市	防火扉2枚	塀(鉄筋コンクリート造)L84.4m、H0.99m)
室蘭公共職業安定所伊達分室		伊達市網代町3-4	RC-2	275	488	H9.10	C	伊達市	該当なし	該当なし
室蘭公共職業安定所		室蘭市南岸町1丁目20番地28	RC-2	629	1,110	H3.3	C	室蘭市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)L4.96m、H0.43m)
函館公共職業安定所		函館市新川町26番6号函館地方合同庁舎分庁舎	RC-2	2,054	2,054	S42.3	C	函館市	該当なし	該当なし
函館職安江差南が丘合築宿舍204棟		檜山郡江差町南が丘7番地200	B-2	69.64	139.29	S53.11	C	江差町	該当なし	該当なし

契 約 書

- 1 契 約 名 令和7年度北海道労働局施設定期点検業務
- 2 業務場所 網走市大曲1丁目1番3号 外31件
- 3 契約期間 令和7年 月 日から令和7年10月31日まで
- 4 契約金額 ￥ , , 円
(うち消費税及び地方消費税額￥ , 円)
(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)

頭書の契約について、支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 菊田 正明（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、仕様書に基づき業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（信義誠実の原則）

第 2 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約保証金）

第 3 条 契約保証金は免除する。

（検査）

- 第 4 条 乙は、仕様書に記載する業務を行った場合は、その業務終了後速やかに「業務完了届」を甲に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 甲の指定する検査職員は「業務完了届」を受領した日から10日以内に検査を行うものとする。
 - 3 乙の業務は、前項の検査に合格したときをもって完了するものとする。
 - 4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格の場合については、検査職員の指示に従い、遅滞なく業務のやり直しをし、再度検査を受けなければならない。
 - 5 本条において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

（代金の請求及び支払）

- 第 5 条 乙は、仕様書に記載する業務の検査完了後速やかに、官署支出官 北海道労働局長（以下「支出官」という。）あてに支払請求書を提出するものとする。
- 2 支出官は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙に代金を支払うものとする。

（遅延利息）

- 第 6 条 支出官は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了日の翌日から支払日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」により、遅延利息を乙に対して支払うものとする。
- ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は当該事由の継続する期間を遅延日数に算入しないものとし、遅延利息の金額が100円未満であるときの遅延利息又は100円未満の端数が生じたときの端数は支払わないものとする。

（秘密の保持）

- 第 7 条 乙及び乙が使用する作業従事者は、業務の処理に際して知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(費用の負担)

第 8 条 この契約の締結に要する費用、業務実施のための必要な機械器具、資材、消耗品等履行に必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(権利又は義務の譲渡等)

第 9 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条 2 項に規定している信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(解除)

第 10 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第 2 号から第 4 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (4) 第 7 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 12 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しく

は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第14条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第16条 第15条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約

金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙は、第10条第2項、第13条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(再委託)

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再受託者」という。))の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。))を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。))の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。))の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。))

以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第10条第2項、同条第3項、第15条、第21条、第22条、第24条第2項及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第10条第2項、同条第3項、第15条、第21条、第22条、第24条第2項及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(法令遵守)

第27条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約

期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(履行内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

第28条 甲は、第4条に規定する検査に合格した後において、当該履行内容が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の手段による代替措置、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第29条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第7条、第10条第2項、第11条、第13条、第16条、第17条、第23条、第25条、第28条、第29条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 菊田 正明

乙